

第 24 号議案

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付
要綱の一部を改正する告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成一〇年六月一七日文部大臣裁定）に基づき、減免単価に変更があったため、私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正をする必要がある。

小城市告示第 号

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要
綱の一部を改正する告示

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 17
年小城市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「199,200 円」を「272,000 円」に、「253,000 円」を「290,000
円」に改める。

別表第 2 中「253,000 円」を「290,000 円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 27 年度補助金から適用する。

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

現 行					改 正 案				
私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱					私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
幼稚園保育料等従来条件減免基準表					幼稚園保育料等従来条件減免基準表				
減免単価（年額）					減免単価（年額）				
区 分		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）	区 分		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
公 立	生活保護世帯	79,000円	79,000円	79,000円	公 立	生活保護世帯	79,000円	79,000円	79,000円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円		市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円
	上記以外の世帯	—	40,000円	79,000円			上記以外の世帯	—	40,000円
私 立	I 生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	私 立	I 生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	II 市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円		市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円
	III 市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円			市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円
	IV 市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円		市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円

上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円
---------	---	-----------	-----------

別表第 2 (第 2 条関係)

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価 (年額)

区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
公 立	生活保護世帯	79,000 円	79,000 円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	50,000 円	79,000 円
	上記以外の世帯	40,000 円	79,000 円
私 立	I 生活保護世帯	308,000 円	308,000 円
	II 市町村民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	253,000 円	308,000 円
	III 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	211,000 円	308,000 円

上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円
---------	---	-----------	-----------

別表第 2 (第 2 条関係)

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価 (年額)

区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
公 立	生活保護世帯	79,000 円	79,000 円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	50,000 円	79,000 円
	上記以外の世帯	40,000 円	79,000 円
私 立	I 生活保護世帯	308,000 円	308,000 円
	II 市町村民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	290,000 円	308,000 円
	III 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	211,000 円	308,000 円

	IV	市町村民税所得 割 課 税 額 211,200 円以下 の世帯	185,000 円	308,000 円
		上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円

	IV	市町村民税所得 割 課 税 額 211,200 円以下 の世帯	185,000 円	308,000 円
		上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円